

# 1. 住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業の概要

○住宅に困窮している低所得の高齢者、障害者、子育て世帯の居住の安定確保に向け、居住支援協議会等との連携や適切な管理の下で、空き家等を活用し一定の質が確保された賃貸住宅の供給を図るため、空き家等のリフォームやコンバージョンに対して支援する。

## 補助の要件

### <入居対象者>

- ・収入分位25%以下\*の高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯であって、現に住宅に困窮している（狭小な住宅に居住等）世帯

\*居住支援協議会等が認める場合には、地方公共団体が条例で定める高齢者、障害者、子育て世帯向けの公営住宅の入居収入基準以下にできる

### <住宅要件>

- ・住戸の床面積は原則として25㎡以上
- ・住宅設備を有すること（台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室）
- ・現行の耐震基準に適合していること
- ・一定のバリアフリー化がなされていること

### <家賃>

- ・公営住宅の家賃に準じたもの

## 対象工事

- ・バリアフリー改修工事
- ・耐震改修工事
- ・共同居住のための改修工事
- ・入居対象者の居住の安定確保を図るため居住支援協議会等が必要と認める改修工事（例：設備の改善・更新、断熱改修、防音性・遮音性の強化 等）
- ・キッズルーム整備のための改修工事

## 補助率・補助限度額

- 補助率：1/3
- 事業主体：民間事業者等
- 補助限度額：  
〈住戸〉50万円/戸（共同居住用住居に用途変更する場合、100万円/戸）  
〈キッズルーム〉100万円/施設と住戸部分に係る補助額のいずれか少ない額

## 居住支援協議会等との連携

### <各地域における整備量の設定>

- ・住宅確保要配慮者のニーズを把握し、必要な住宅供給量を設定。

### <住宅情報の登録>

- ・事業の実施意向のある住宅オーナー等の募集を行い、住宅情報の登録を実施。

### <住宅情報の提供>

- ・入居対象者に対する登録住宅の情報提供を実施。

### <入居状況の確認>

- ・毎年度、居住支援協議会等において、入居状況を確認。

## スキーム図

